

保存

宇宙企画課

第4回宇宙開発委員会（臨時会議）

議事次第

1. 日時 昭和50年3月7日（金）
午後2時30分～4時30分
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題 「宇宙開発計画（昭和49年度決定）」について
4. 資料
委4-1 第3回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
委4-2 「宇宙開発計画（昭和49年度決定）」案

委 4-1

第3回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 要 旨

1. 日時 昭和50年2月12日(水)
午後2時～4時
2. 場所 宇宙開発委員会会議室
3. 議題
 - (1) 部会の設置等について
 - (2) 長期ビジョン特別部会の設置について
 - (3) 部会長の指名について
 - (4) Nロケット1号機の打上げに係る安全の確保に関する審議について
4. 資料

委 3-1	第2回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨
委 3-2	部会の設置等について(案)
委 3-3	長期ビジョン特別部会の設置について(案)
委 3-4	Nロケット1号機の打上げに係る安全の確保に関する審議について(案)

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理	山 県 昌 夫
" 委員	網 島 毅
" " "	八 藤 東 禧
関係省庁職員等	
科学技術庁研究調整局長	伊 原 義 徳
" " 宇宙開発参事官	山 野 正 登

(1)

文部省学術国際局審議官

笠 木 三 郎
(代理：小杉)

通商産業省機械情報産業局次長

森 山 信 吾
(" : 山岸)

運輸省大臣官房参事官

横 田 不 二 夫
(" : 渡辺)

気象庁総務部長

岩 田 弘 文
(" : 高谷)

海上保安庁総務部長

石 川 昭 夫
(" : 黒川)

郵政省電波監理局審議官

市 川 澄 夫
(" : 丸山)

" " 無線通信部長

斎 藤 博
(" : 薮)

建設省大臣官房技術参事官

宮 内 章
(" : 馬籠)

宇宙開発事業団システム計画部
事務局

箕 輪 盛 好

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

上 島 史 郎

" 宇宙国際課長

松 原 伸 一

" 宇宙開発課長

今 村 宏 他

6. 議事要旨

- (1) 前回議事要旨について
第2回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨が確認された。
- (2) 部会の設置等について
事務局から資料委3-2に基づいて説明がなされ、以下の質疑応答が行われたのち原案どおり決定された。

(2)

網島：部会長に関する規定は何によるのか。また、部会長の指名は誰が行うのか。

事務局：部会長については宇宙開発委員会令第4条に規定されており、指名は委員長が行うこととされている。

(3) 長期ビジョン特別部会の設置について

事務局から資料委3-3に基づいて説明が行われたのち、原案どおり決定された。

(4) 部会長の指名について

新しく設置された部会の部会長について、佐々木義武委員長から八藤東禧委員が安全部会長に、また、斎藤成文委員が長期ビジョン特別部会長にそれぞれ指名された旨山県昌夫委員長代理から報告が行われた。

(5) Nロケット1号機の打上げに係る安全の確保に関する審議について

事務局から資料委3-4に基づいて説明がなされ、以下の質疑応答が行われたのち、原案どおり決定された。

網島：地上安全、飛行安全とは具体的にはどのような意味か。

事務局：ロケットの発射までの安全と発射後の安全を分けて考え、前者を地上安全、後者を飛行安全と称している。

なお、東京大学及び宇宙開発事業団においても、今後この用語を用いることとしている。

保存

宇宙企画課

宇宙開発計画(案)

(昭和49年度決定)

昭和50年3月7日

宇宙開発委員会

目 次

まえがき	1
第 I 章 我が国の宇宙開発の方向	3
第 II 章 開 発 計 画	9
第 1 節 人工衛星の開発計画	9
第 2 節 人工衛星打上げ用ロケットの開発計画	19
第 3 節 施設の整備	24
第 4 節 基礎的先行的研究及び関連研究	26
第 III 章 開発体制整備の方策と各機関の果たすべき 役割	29
第 IV 章 国 際 協 力	32
第 V 章 宇宙開発の促進に必要な諸施策	37

まえがき

宇宙開発委員会は、国として統一ある方針のもとに、総合的に宇宙開発を推進するため、宇宙開発計画を策定し、毎年度、その見直しを行うこととしている。

本年度は、国内の研究及び開発の進捗状況、国際環境の変化、宇宙の利用に関する長期的な見通し等を踏まえ、新たな要請に対応して、「宇宙開発計画（昭和48年度決定）」に所要の修正及び追加を行い、「宇宙開発計画（昭和49年度決定）」を策定する。

修正及び追加の主要点は、次のとおりである。

- 1 第7号科学衛星（ASTRO-A）を、M-3Sロケットにより、昭和54年度に打ち上げることを目標に、同衛星の開発に着手すること。
- 2 技術試験衛星Ⅲ型（ETS-Ⅲ）の開発研究に着手すること。
- 3 第5号科学衛星（EXOS-A）の打上げ目標年度を昭和51年度から昭和52年度に、また、第6号科学衛星（EXOS-B）

の打上げ目標年度を昭和52年度から昭和53年度に、それぞれ変更すること。

4. 静止気象衛星(GMS)、実験用中容量静止通信衛星(CS)及び実験用中型放送衛星(BS)の打上げ目標年度を昭和51年度から昭和52年度に、また、実験用静止通信衛星(ECS)の打上げ目標年度を昭和52年度から昭和53年度に、それぞれ変更すること。

5. 第5号以降の科学衛星を打ち上げるためのロケットを、4段式のM-4SHロケット及びM-4SSロケットから3段式のM-3Hロケット及びM-3Sロケットにそれぞれ変更すること。

第I章 我が国の宇宙開発の方向

1. 世界の動向と日本の現状

(1) 近年、宇宙技術の急速な進歩発達により、宇宙空間は人類の新たな活動領域として登場してきており、科学研究の分野及び実利用の分野への人工衛星の応用をはじめ、有人月探査、惑星探査等が次々と実現され、もはや宇宙空間の利用は人類の発展に欠くことのできないものとなっている。

このような状況の中で、宇宙空間を人類の利益のために本格的に利用することをめざして、各国は活発な宇宙活動を展開している。すなわち、米国は新しい宇宙輸送システム及びその利用システムの開発を行うスペース・シャトル計画をはじめとするいわゆるポスト・アポロ計画を推進し、ソ連は宇宙ステーションの建設をめざすなどの大規模な宇宙活動を行っている。また、カナダは実用の国内通信衛星の運用に入り、ヨーロッパ諸国は通信衛星等本格的実用衛星の開発計画を進めている。このほか、インド等においても通信衛星等の開発計画が持たれている。

このように、今や世界は広範な宇宙の利用時代を迎え、人類社会の進歩に対し、新たな局面を開こうとしている。

(2) しかも、このような宇宙空間の利用は、人類の共通の課題として認識され、国際協調のもとに推進されようとしている。

すなわち、世界的な衛星通信機構である国際電気通信衛星機構 (INTELSAT) の恒久制度が実現したのをはじめ、米国はスペース・シャトル計画の実現、人工衛星を用いた地球資源探査計画の推進等に当たって、我が国及びヨーロッパ諸国等に対して参加の呼びかけを行い、また、米国とソ連との間では、宇宙平和利用協力協定に基づき、協力が進められている。

さらに、世界気象機関 (WMO) 及び国際学術連合会議 (ICSU) の主導のもとに地球大気開発計画 (GARP) の推進が図られるとともに、国際学術連合会議の主導のもとに国際磁気圏観測計画 (IMS) の実施が予定されており、また、米国、欧州宇宙研究機構 (ESRO) 及びカナダにより共同エアロサット評価計画の推進が図られるなど活発な動きがみられる。

(3) 一方、我が国における宇宙開発の現状に目を転ずると、科学研究の分野においては、昭和46年9月に第1号科学

衛星「しんせい」、昭和47年8月に第2号科学衛星「でんぱ」、昭和50年2月に第3号科学衛星「たいよう」が、それぞれ軌道上に打ち上げられて各種の科学観測上の成果をあげている。

実利用の分野においては、将来の各種実用衛星システムの実現に不可欠な基礎技術を確立するためのNロケットによる技術試験衛星I型、同II型等の人工衛星打上げ計画が、関連地上施設の整備も含め順調に進捗している。このような中であって、本格的な実用衛星を早期に打ち上げることが各方面から要請されており、気象観測、通信及び放送の分野において、静止気象衛星、実験用中容量静止通信衛星及び実験用中型放送衛星の開発が進められているほか、さらに、これらの成果を踏まえて、昭和50年代半ばから昭和60年代初頭にかけて重量数百kg程度の静止衛星を含む本格的な実用衛星を打ち上げることが検討されている状況にある。

また、国際協力の面でも、従来から地球大気開発計画 (GARP) への参加、衛星放送パネルの開催等国際宇宙活動への参加を進めてきている。

(4) しかしながら、我が国の宇宙開発の現状を先に述べた世界の動向と対比してみた場合、やや立ち遅れた状況にある。このため、我が国としては、宇宙開発の進むべき方向を慎重に見定めつつ、効率的に開発を進めるとともに、国際協力についても、一層積極的にこれを推進する必要がある。

2 我が国の宇宙開発の方向

(1) 宇宙開発の推進に当たっては、宇宙の開発が

- ① 自然科学の発展に大きな効果を及ぼすこと
- ② 我々の生活環境の改善や文化の向上あるいは産業経済の発展に画期的な利益をもたらすこと
- ③ 科学技術水準の向上に大きな波及効果をもたらすこと
- ④ 我が国の国益の増進及び国際友好の促進に大きく貢献すること

等の意義を有することを十分認識し、諸外国の経験と動向を見まもりつつ、自主的かつ効率的にこれを推進する必要がある。

このような観点から、科学研究の分野においては、地球科学、太陽系物理学、天体物理学、宇宙生物学等の研究のために、また、実利用の分野においては、通信、放送、電

離層観測、気象観測、航行援助・管制、測地、地球観測等の分野への宇宙空間の利用のために、これらの諸目的を達成するための人工衛星及びその打上げ用ロケットについて開発を進めるものとする。

(2) これらの開発を進めるに当たっては、以下の諸点について留意するものとする。

① 開発を進めるに当たっては、我が国の自主性を堅持しつつ自主技術の育成を図ることを主眼とすること。

ただし、諸外国との技術格差の是正を早急に図るため、我が国の技術がある程度の段階に達するまでは技術導入等の手段も活用し、効率的に宇宙開発を進めるものとする。

② 人工衛星及びロケットの開発に当たっては、両者の調和ある開発を進めることを本旨として両者の整合性に十分配慮すること。

ただし、その打上げが我が国のロケットの開発に先行して特に緊急に要請されている静止気象衛星、実験用中容量静止通信衛星及び実験用中型放送衛星については、その打上げを米国に依頼するものとする。